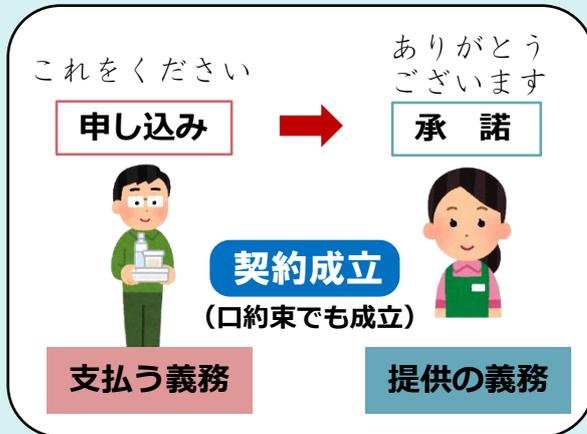


～消費者トラブルにならないために～

# 知っておこう 契約のルール

## 契約とは

契約書面がなくても「売りたい」「買いたい」という合意があれば、契約が成立します。コンビニでの買い物や、カフェでコーヒーを飲むのも契約です。契約が成立すると、消費者は代金を支払う、事業者は商品・サービスを引き渡す、権利と責任が発生します。一方的に契約をやめることはできません。



### \* 日常生活の中にある色々な契約 \*

携帯電話を使う・電車に乗る・美容院で髪を切る・販売機でジュースを買う etc...

## 契約前にしっかりチェック ✓

- ✓ **価格** ▶買った後で、支払いができる金額ですか？
- ✓ **安全性 品質** ▶修理などアフターサービスの、確認はしましたか？
- ✓ **購入店** ▶返品や解約したいなどの申し出に、連絡先のわかるお店ですか？

強引な勧誘・説明にうそがある契約・安すぎる又は高すぎる契約  
そうした問題のある契約を結んでしまうと解約、返品は困難です！  
最終的に決定するのは自分です。

メリット・デメリットを考え、断る時はきっぱり断りましょう！！



お近くの消費生活相談窓口をご案内します

## 消費者ホットライン



# 188

いやや！

「この契約大丈夫？」「これって怪しい？」など不安な時は相談してください！



当別町消費生活相談窓口 ☎ 0133-23-3209

当別町役場1F(平日午前8時45分～午後5時15分)

▲ 過去の見守り情報